

重度の障害のある方へ

特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

●特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

●障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障

害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が一つ以上ある
- ② 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

●特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※²
- ② 療育手帳の障害の程度がA
- 2級に該当する子ども
- ① 身体障害者手帳3級または4級の一部※³
- ② 療育手帳の障害の程度がB

※¹ 身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、

重度の精神障害

※² 下肢障害において、両足首から欠くもの

※³ 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

【各手当の支給額】

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円
特別児童扶養手当	1級 52,500円
	2級 34,970円

◎ 手当には支給制限があります
 ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
 ・ 社会福祉施設に入所しているとき
 ・ 3カ月以上入院していると

き（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班
 ☎ 0820(77) 5505

めざせ！ かしこい消費者

固定電話が使えなくなる？
IP網への移行に便乗した勧誘に注意

【相談】

大手電話会社の子会社を名乗る事業者から「2021年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えなにか」と電話があった。この会社の言っていることは本当なのか。

【アドバイス】

現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使えること、手続きや工事も不要であることを伝えた。

【ワンポイント講座】

NTT西日本とNTT東日本は2024年以降、固定電話のIP網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。

この設備切替に便乗し、固定電話が使えなくなるという勧誘文句で営業をする業者に注意しましょう。

IP網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切替に伴う手続きや工事不要です。よく分からなければ、その場で返事はせず、家族や周囲の人に相談しましょう。

不審に思ったら、早めに柳井地区広域消費生活センター、もしくはNTT西日本（0120・190・022）に相談してください。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎ 0820(22) 2125

山口県消費生活センター

☎ 083(924) 0999